

# 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

## 1 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という。）の創設

職員の確保・定着につなげていくため、福祉・介護職員処遇改善加算（以下「現行加算」という。）に加え、特定加算を創設することとし、経験・技能のある障害福祉人材に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善を行うとともに、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を認めることとした。

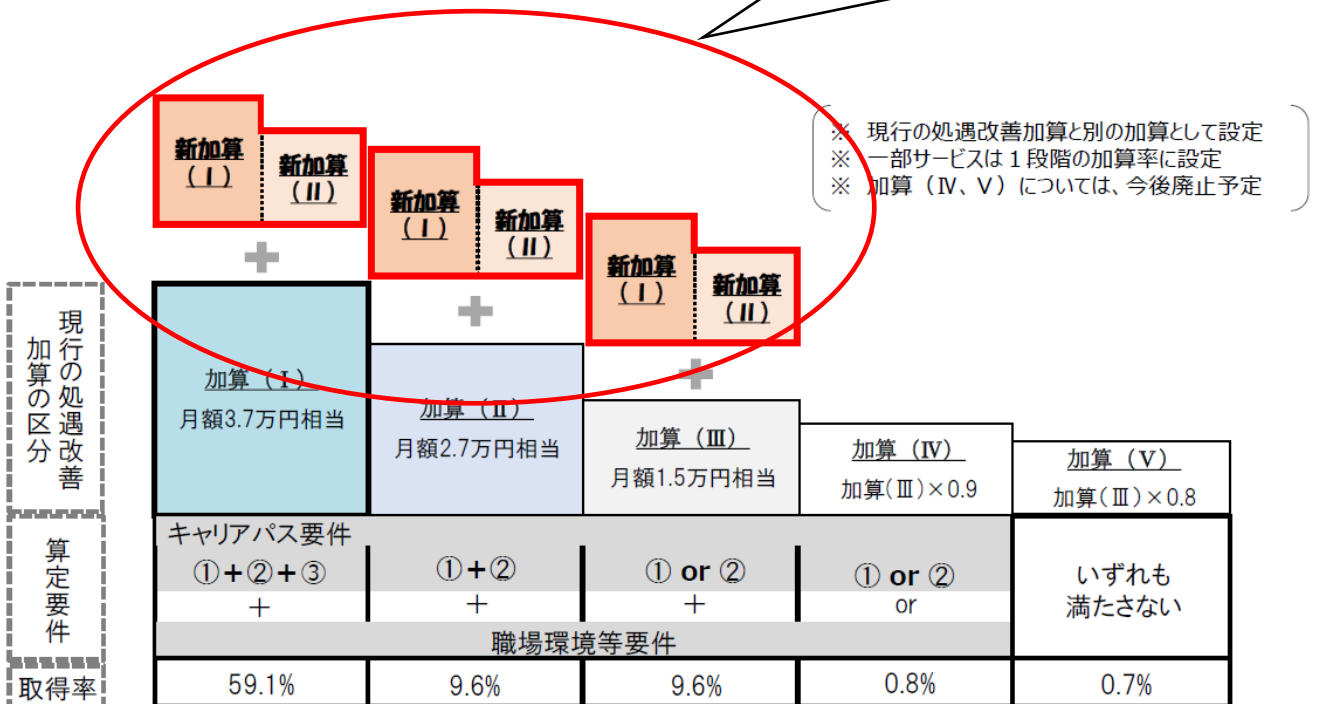
### ○ 新たな経済政策パッケージ（抜粋）

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤務年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。

また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

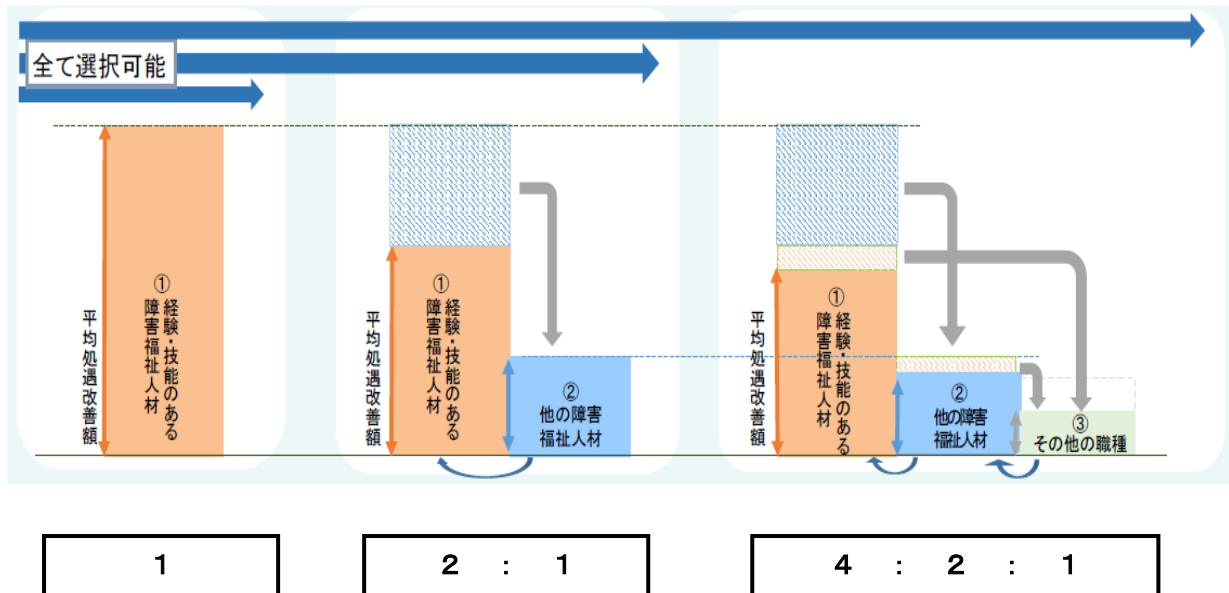
現行加算に上乗せする加算として新設



## 2 加算の取得による配分のルール

加算の取得により、職員に配分する場合、配分する対象者と配分方法に一定のルールがあります。

### \* 配分方法のイメージ



特定加算の具体的な配分に当たっては、

- ①グループのみへの配分、①②グループへの配分、①②③グループへの配分いずれも事業所の裁量により選択可能です。
- 各グループの平均賃金改善額は①：②：③＝4：2：1の配分比率を守る必要があります。ただし、②グループの平均賃金額が③グループの平均賃金額以上であれば、②と③の配分比率は平均賃金額が等しくなる（1：1）までの改善が可能です。
- 各グループの平均賃金改善額の計算に当たっては、経験・技能のある障害福祉人材及び他の障害福祉人材については、常勤換算方法による人数の算出を行います。その他の職種については、常勤換算方法によらず、実人数による算出も可能です。
- 各グループの中での配分は、一律同額でなくてもよく、各事業所（法人）の裁量で職員ごとに差があっても構いませんが、その配分方法については、職員全員に十分説明してください。
- 法人単位で対象となる職員のグループ設定をした場合、平均賃金改善額は事業所ごとに比較するのではなく、法人全体で比較することも可能です。
- 介護サービスや総合事業、障害福祉サービス等において兼務している場合、配分方法における年収は、どのサービスからの収入に関わらず、実際にその職員が収入として得ている額で判断可能です。

① 経験・技能のある障害福祉人材

**対象者**

以下のいずれかに該当する職員であって、経験・技能を有する障害福祉人材と認められる者が対象となります。

具体的には、以下の要件に該当するとともに、所属する法人等における勤続年数10年以上の職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業所（法人）の裁量で設定することになります。

**【要件】**

- ・福祉・介護職員（※）のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者
- ・心理指導担当職員（公認心理士含む）
- ・サービス管理責任者
- ・児童発達支援管理責任者
- ・サービス提供責任者

**① 上記要件のいずれかを満たすこと＋②「勤続年数10年以上」であること**

※福祉・介護職員は以下の職種となります。

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

<注意事項>

※「勤続10年以上の考え方」は各事業所の裁量により柔軟に設定可能です。

例えば

- ・勤続年数を計算するにあたり、同一法人のみだけでなく、他法人や医療機関等での経験等も通算する
- ・すでに事業所内で設けられている能力評価や等級システムを活用するなど、10年以上の勤続年数を有しない者であっても業務や技能等を勘案して対象とする

※ 以下のような場合は「経験・技能のある障害福祉人材」のグループを設定しないこともできます。

- ・介護福祉士等に該当する者がいない場合
- ・比較的新たに開設した事業所で、研修・実務経験の蓄積等に一定期間を要するなど、職員間における経験・技能に明らかな差がない場合

- ・グループを設定しない場合は、その理由について、計画書（1）⑪の欄に記載が必要です。
- ・どのような経験・技能があれば、「経験・技能のある障害福祉人材」のグループに該当するかについての基準設定の考え方についても処遇改善計画書及び実績報告書に記載してください。

## 配分方法

- 経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、他の障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。

平均賃金改善額について、

- ①経験・技能のある障害福祉人材グループは、
- ②他の障害福祉人材グループの2倍以上であること。

- 経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、すでに賃金が年額440万円以上の職員がいる場合には、既にこの要件を満たしているものとします。

### \* 月額8万円以上の賃金改善の計算ルール

- ・ 現行加算による賃金改善分は含まない。
- ・ 当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分は含めることができる。

### \* 賃金改善後の賃金年額440万円以上の計算ルール

- ・ 手当等を含む
- ・ 社会保険料等の事業主負担その他の法定福利費等は含まずに判断する。
- ・ 令和元年度の算定に当たっては、10月から3月までの6か月間の見込み額を2倍（12か月に換算）することにより、年額440万円以上となることが見込まれる場合にあっては、要件を満たしていることとします。

## <注意事項>

- ※ 例外的に月額8万円以上又は賃金改善後の賃金年額440万円以上の改善が困難な場合は、合理的な説明が必要です。その理由について、計画書（1）⑪の欄に記載してください。

例えば

- ・ 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合
- ・ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合
- ・ 8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合

※ 法人単位で月額8万円以上の処遇改善となる者等の設定・確保を行う場合、法人全体で一人ではなく、一括して申請する事業所の数に応じた設定が必要です。

例えば

3事業所を法人で一括して申請をする場合→月額8万円以上の処遇改善となる者として3人設定が必要です。

(ただし、事業所の中に設定することが困難な事業所が含まれる場合は、その合理的な理由を説明する必要があります。)

※ 複数の事業所をまとめて申請をする場合、法人単位でこの数を満たす職員がいるか判断するため、1事業所1人必ず要件を満たす職員を設定する必要はありません。

(A事業所0人、B事業所0人、C事業所3人とすることも可)

## ② 他の障害福祉人材

### 対象者

経験・技能のある障害福祉人材に該当しない福祉・介護職員、心理指導担当職員（公認心理士含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者が対象となります。

### 配分方法

- 他の障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、その他の職種の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。
- ※ ただし、その他の職種の平均賃金額が他の障害福祉人材の平均賃金額を上回らない場合は、この配分方法によらなくても構いませんが、計画書（1）⑪欄に他の障害福祉人材とその他の職種の平均賃金額を記載してください。

平均賃金改善額について、

②他の障害福祉人材グループは、

③その他の職種グループの2倍以上であること。

※ ただし、その他の職種の平均賃金額が他の介護職員の平均賃金額を上回らない場合は、この配分方法によらなくても構いません。

## ③ その他の職種

### 対象者

障害福祉人材以外の職員（看護職員、栄養士、事務職員等）です。

- ※ ただし、すでに賃金が年額 440 万円以上（特定加算を算定しなくても、すでに年額 440 万円以上）の者は当該加算の対象外です。

### 配分方法

- 賃金改善後の賃金の見込額が年額 440 万円を上回らないこと。

特定加算の配分対象となる職員については、

- 法人の理事長等の役員であっても、職員としての勤務実績のある者は特定加算の対象職員とすることができます。（役員報酬の支給を受けている者は対象外）
- 非常勤職員も特定加算の対象職員に含めます。
- 兼務職員の場合、どのグループに入れるかは法人の裁量で判断可能です。（常勤換算による配分も可。）
- ①グループの対象職員がいるにもかかわらず、①グループを設定せず、②③グループを設定することはできません。
- 事業所で働く障害福祉人材全員が、①グループであると認められる場合（②グループの対象職員がいない）には、①グループ③グループのみの設定も可能です。

## 注 配分対象者の変更特例

経験若しくは技能等を鑑みて、通常の職員分類では適正な評価ができない職員の特性を考慮し、以下の職員分類の変更を行うことができます。

(例示に該当する者を必ず変更しなければならないものではありません。)

ただし、本特例の趣旨に添わない変更については、詳細な理由の説明を行うものとします。

ア 「他の障害福祉人材」に分類される職員であって、以下の例示を参考にした上で、研修等で専門的な技能を身につけた勤続 10 年以上の職員について、「経験・技能のある障害福祉人材」に分類することができる。

- ・ 強度行動障害支援者養成研修修了者
- ・ 手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者
- ・ 点字技能士、点字指導員、点字通訳者
- ・ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者
- ・ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修修了者
- ・ サービス管理責任者研修修了者
- ・ 児童発達支援管理責任者研修修了者
- ・ サービス適用責任者研修修了者
- ・ たんの吸引等の実施のための研修修了者
- ・ 職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修修了者 など

イ 「その他の職種」に分類される職員であって、以下の例示を参考にした上で、個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に寄与している職員について、「他の障害福祉人材」に分類することができる。ただし、賃金改善前の賃金がすでに年額 440 万円を上回る者の分類は変更できないものとする。

- ・ 職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修修了者
- ・ 障がい者の芸術文化活動を指導する職員
- ・ 障がい者のスポーツ活動を指導する職員
- ・ 工賃・賃金の向上に寄与する職員
- ・ 障害者 IT サポーター など

配分例①

⑦ 経験・技能のある障害福祉人材 (①) における平均賃金改善額 ( (iii - iv) / v )	420,000 円
iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	8,280,000 円
iv) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額	6,600,000 円
v) 当該事業所における経験・技能のある障害福祉人材の人数	4.0 人
【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者 (見込数)】	3 人
⑧ 他の障害福祉人材 (②) における平均賃金改善額 ( (vi - vii) / viii )	120,000 円
vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	2,880,000 円
vii) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額	2,280,000 円
viii) 当該事業所における他の障害福祉人材の人数	5.0 人
⑨ その他の職種 (③) 平均賃金改善額 ( (ix - x) / xi )	44,000 円
ix) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	2,910,000 円
x) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額	2,580,000 円
xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数	7.5 人
【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金 (見込額)】	3,600,000 円
賃金改善実施期間	令和 元 年 10 月 〇 日 から 〇 年 3 月 〇 日

⑦の改善額が⑧の改善額の2倍以上  
⑧の改善額が⑨の改善額の2倍以上

改善後の賃金見込額が年額 440 万円を上回らないこと

記載例②

⑦ 経験・技能のある障害福祉人材 (①) における平均賃金改善額 ( (iii - iv) / v )	10,000,000 円
iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	44,000,000 円
iv) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額	34,000,000 円
v) 当該事業所における経験・技能のある障害福祉人材の人数	1.0 人
【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者 (見込数)】	1 人
⑧ 他の障害福祉人材 (②) における平均賃金改善額 ( (vi - vii) / viii )	500,000 円
vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	20,000,000 円
vii) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額	17,500,000 円
viii) 当該事業所における他の障害福祉人材の人数	5.0 人
⑨ その他の職種 (③) 平均賃金改善額 ( (ix - x) / xi )	500,000 円
ix) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	3,500,000 円
x) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額	3,000,000 円
xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数	1.0 人
【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金 (見込額)】	3,500,000 円

⑧の改善額が⑨の改善額の2倍以上にはなっていませんが、  
②グループの平均賃金  
(20,000,000 ÷ 5.0 = 4,000,000 円)  
③グループの平均賃金  
(3,500,000 ÷ 1.0 = 3,500,000 円)  
② > ③ となっているので、要件を満たします。



### 3 加算要件

#### (1) 特定加算 (I)

配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件、見える化要件の全ての要件を満たすこと

#### (2) 特定加算 (II)

現行加算要件、職場環境等要件、見える化要件の全ての要件を満たすこと

区分	配置等要件	現行加算要件	職場環境等要件	見える化要件
特定加算 (I)	○	○	○	○
特定加算 (II)	-	○	○	○
特定加算 (区分なし)	特定のサービス (※)	○	○	○

#### 【配置等要件】

- **福祉専門職員配置等加算**（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあつては**特定事業所加算**）を算定していること。

※特定のサービス：重度障害者等包括支援、施設入所支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援  
（該当する加算がないため。）

#### 【現行加算要件】

- **現行加算 I から III までのいずれかを算定していること**（特定加算と同時に現行加算にかかる処遇改善計画書の届出を行い、算定される場合も含む。）

#### 【職場環境等要件】

- 平成 20 年 10 月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容をすべての職員に周知していること。この処遇改善については、複数の取組を行っていることとし、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」および「その他」の区分ごとに 1 以上の取組を行うこと。

資質の向上	要件の項目は現行加算と同じですが、現行加算は 1 つ以上の取組を実施していれば、要件を満たしていたのに対し、特定処遇改善加算はそれぞれの項目ごとに 1 つ以上の取組を行う必要があります。
労働環境・処遇の改善	
その他	

【見える化要件】（令和2年度から）

- **特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。**具体的には、障害福祉サービス等情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。

当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

※ **令和元年度のみ、この要件を満たしていない場合も特定加算を取得することができますが、令和2年度から必須となりますので、今年度要件を満たさず届出を行う事業者で、次年度も特定加算を取得する予定がある場合は、取組の準備を進めてください。**

4 加算の見込額について

特定加算の算定対象月は、現行加算と同様、原則として年度初めの4月から年度終わりの3月までです。ただし、令和元年度については、10月から当該制度が開始されるため、「令和元年10月～令和2年3月」となります。

特定加算の見込額（総額）の計算方法は、サービス別の基本サービス費に、**現行の処遇改善加算を除く**各種加算減算を加えた1月当たりの総単位数に、サービス別加算率を乗じた単位数を算定します。

**特定加算の見込額（総額）**

$$= \text{現行加算を除く報酬総単位数} \times \text{サービス別加算率} \quad (1 \text{ 単位未満の端数四捨五入}) \\ \times 1 \text{ 単位の単価} \quad (\text{算定した結果、1円未満の端数切り捨て})$$

※ 加算率

福祉専門職員配置等加算等があるサービス	加算Ⅰ (福祉専門職員配置等加算等を取得している事業所)	加算Ⅱ (福祉専門職員配置等加算等を取得していない事業所)
居宅介護※	7.4%	5.8%
重度訪問介護※	4.5%	3.6%
同行援護※	14.8%	11.5%
行動援護※	6.9%	5.7%
療養介護	2.5%	2.3%
生活介護	1.4%	1.3%
自立訓練(機能訓練)	5.0%	4.5%
自立訓練(生活訓練)	3.9%	3.4%
就労移行支援	2.0%	1.7%
就労継続支援A型	0.4%	0.4%
就労継続支援B型	2.0%	1.7%
共同生活援助(指定共同生活援助)	1.8%	1.5%
共同生活援助(日中サービス支援型)	1.8%	1.5%
共同生活援助(外部サービス利用型)	2.0%	1.6%
児童発達支援	2.5%	2.2%
医療型児童発達支援	9.2%	8.2%
放課後等デイサービス	0.7%	0.5%
福祉型障害児入所施設	5.5%	5.0%
医療型障害児入所施設	3.0%	2.7%
福祉専門職員配置等加算等が無いサービス	加算	
重度障害者等包括支援	1.5%	
施設入所支援	1.9%	
居宅訪問型児童発達支援	5.1%	
保育所等訪問支援	5.1%	

(注5) 短期入所について、併設型・空床利用型は本体施設の加算率を適用することとし、単独型は生活介護の加算率を適用する。

※ 1単位の単価 : 地域区分により異なります。1円未満端数切捨てしてください。

【障害福祉サービス】

サービス種類	7級地（長野市、松本市、上田市、諏訪市、岡谷市、伊那市、飯田市、下諏訪町）	その他
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援	10.18円	10円
就労継続支援A型、就労継続支援B型	10.17円	
共同生活援助	10.24円	

【障害児通所支援、障害児入所支援】

別紙（17ページ）参照

5 賃金改善の見込額について

賃金改善額は、賃金改善実施期間における特定加算を算定していない場合の賃金水準と特定加算を算定し実施される賃金水準との差を用いて算出することとなります。

加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金総額は、賃金改善実施期間における、特定加算による賃金改善を含む職員の賃金総額（基本給、手当、賞与等）で、現行加算による賃金改善分を含みます。また、賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増分を含むことができます。

初めて加算を取得する（した）月の前年度の賃金の総額は、現行加算同様、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせて算出が必要です。比較時点から賃金改善実施期間の始期までに職員増があった場合、当該職員と同等の勤務年数の職員が比較時点にもいたと仮定して試算し、賃金改善額に上乘せが必要です。

**賃金改善の見込額**

**＝加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（見込額）**

**－初めて加算を取得する（した）月の前年度の賃金の総額**

6 賃金改善の考え方について

賃金改善の実施に当たっては、現行加算と同様、基本給、処遇改善手当、賞与等、対象とする賃金項目を特定して実施することとなります。

※ 特定加算の算定額に相当する賃金改善の実施と併せて、「配置等要件」、「現行加算要件」、「職場環境等要件」、「見える化要件」を満たす必要がありますが、当該取組に要する費用は、賃金改善を行なった場合の賃金の総額に含まれません。

## 6 賃金改善実施期間について

賃金改善実施期間は、令和元年10月～令和2年3月、令和元年11月～令和2年4月、令和元年12月～令和2年5月、令和2年1月～令和2年6月の4パターンが考えられます。

令和元年10月～令和2年3月サービス提供分の月遅れ請求、修正によって発生する加算金は令和元年度分としてください。

### 【令和元年度】

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
サービス提供	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
報酬請求		△	△	△	△	△	△			
加算の入金			◆	◆	◆	◆	◆	◆		
処遇改善による賃金改善										

## 7 都道府県への届出

### (1) 計画書

特定加算を取得する年度の前年度の2月末日（令和元年度にあつては8月末日）

※ 年度途中で加算を取得する場合は、加算を取得しようとする月の前々月の末日

#### 届出書類

①「福祉・介護職員等特定処遇改善加算届出確認表」（別紙様式1）

②「福祉・介護職員等特定処遇改善計画書」（別紙様式2）

※対象となる障害福祉サービス等提供月：令和元年10月～令和2年3月（6か月間）

③「福祉・介護職員等特定処遇改善計画書」（長野県事業所一覧表）（別紙様式2（添付書類1））

※対象となる長野県指定の事業所及びサービスを漏れなく記入すること。

④「福祉・介護職員等特定処遇改善計画書」（都道府県内一覧表）（別紙様式2（添付書類2））

※対象となる長野県内の指定権者（長野県、各市町村）の内訳を記入すること。

⑤「福祉・介護職員等特定処遇改善計画書」（都道府県状況一覧表）（別紙様式2（添付書類3））

⑥職員分類の変更特例に係る報告（別紙様式2（添付書類4））

※配分対象者の変更特例を適用する場合に提出すること。

⑦介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書（様式5又は児様式5）

⑧介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（別紙1又は児別紙1）

### (2) 実績報告書

各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日

<各様式に係る注意事項>

(1)「福祉・介護職員等特定処遇改善計画書」(別紙様式2)

【複数の事業所ごとに一括して提出する場合】

特定加算の区分が異なる事業所についても、一括で届出ができます。

複数の事業所ごとに一括して提出する場合における一括して提供する事業所数 ※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。	特定加算(I) ( 2 ) 事業所 特定加算(II) ( 1 ) 事業所 特定加算(区分なし) ( 1 ) 事業所
(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)	
① 算定する加算の区分	福祉・介護職員等特定処遇改善加算 ( I II 区分なし )
② 現行の処遇改善加算の取得状況	福祉・介護職員処遇改善加算 ( I II III )
③ 福祉専門職員配置等加算の取得状況	取得有 ( 福祉専門職員配置等加算・ 特定事業所加算 ) 取得無

①、②、③の項目について、複数の事業所をまとめて届け出る場合、該当する事項全てに○をしてください。

例：特定加算 I を申請する事業所は該当する加算すべてに○をし、かつ特定加算 II の事業所はすべて取得無に○をしてください。

⑥賃金改善の見込額は、⑤福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見込額を上回る必要があります。

⑤ 令和 元 年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見込額	1,500,000 円
⑥ 賃金改善の見込額 ( i - ii )	2,500,000 円
i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	48,000,000 円
ii) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額	45,500,000 円

⑥ ii) の計算に際しては、比較時点から賃金改善実施期間中に職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点に在籍していたと仮定して、賃金総額を計上する必要があります。

⑦ 経験・技能のある障害福祉人材 (㉑) における平均賃金改善額 ( (iii - iv) / v )	525,000 円
iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	11,500,000 円
iv) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額	9,400,000 円
v) 当該事業所における経験・技能のある障害福祉人材の人数	4.0 人
【そのうち、月額 8 万円の改善又は改善後の賃金が年額 440 万円以上となる者 (見込数)】	4 人

- ・常勤換算方法による人数を記載してください。
- ・当該事業所における経験・技能のある障害福祉人材の人数には、グループの対象職員ではあるが、事業所 (法人) の裁量により加算の配分を行わない職員の人数も含まれます。

- ・実人数を記載してください。
- ・見込数にはすでに賃金が年額 440 万円以上の者も含まれます。

⑧ 他の障害福祉人材 (㉒) における平均賃金改善額 ( (vi - vii) / viii )	23,750 円
vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	32,700,000 円
vii) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額	32,320,000 円
viii) 当該事業所における他の障害福祉人材の人数	16.0 人

- ・常勤換算方法による人数を記載してください。
- ・グループの対象職員ではあるが、事業所 (法人) の裁量により加算の配分を行わない職員の人数も含まれます。

⑨ その他の職種 (㉓) 平均賃金改善額 ( (ix - x) / xi )	5,000 円
ix) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	3,800,000 円
x) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額	3,780,000 円
xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数	4.0 人
【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金 (見込額)】	2,500,000 円

- ・常勤換算方法による人数若しくは実人数を記載してください
- ・グループの対象職員ではあるが、事業所 (法人) の裁量により加算の配分を行わない職員の人数も含まれます。

賃金改善前の賃金がすでに年額 440 万円を上回り、特定加算による賃金改善の対象とならない対象外の者は除き、改善後の賃金が最も高額な者の賃金を記載してください。

(2) 「福祉・介護職員等特定処遇改善計画書」(長野県指定権者内事業所一覧表)(別紙様式 2 (添付書類 1))

この様式は、法人が複数の事業所 (法人内の事業所が 1 事業所である場合を含む。) を一括で届出する場合に、指定権者ごとに作成し、提出が必要になります。(計画の対象とする県指定の全ての事業所・サービスを記載し、提出してください。) A 及び B は、別紙様式 2 (添付書類 2) の長野県指定における金額と一致する必要があります。

福祉・介護職員等特定処遇改善計画書（指定権者内事業所一覧表）

法人名		〇〇法人			
長野県		指定権者ごとに作成してください。			
障害福祉サービス等事業所番号	事業所の名称	加算区分	サービス名	福祉・介護職員等特定処遇改善加算額（見込額）	賃金改善額（見込額）
2:0:0:0:0:0:0:0:0	しょうごう事業所	I	生活介護,就労継続支援B型	330,000円	670,000円
①②③それぞれの賃金改善額（見込額）			① 480,000円 （ 1.0人）	② 180,000円 （ 8.0人）	③ 10,000円 （ 2.0人）
2:0:0:0:0:0:0:0:0	かいぜん事業所	I	就労継続支援B型	360,000円	557,000円
①②③それぞれの賃金改善額（見込額）			① 480,000円 （ 1.0人）	② 72,000円 （ 4.0人）	③ 5,000円 （ 1.0人）
2:0:0:0:0:0:0:0:0	ながの事業所	II	居宅介護	810,000円	1,273,000円
①②③それぞれの賃金改善額（見込額）			① 1,140,000円 （ 2.0人）	② 128,000円 （ 4.0人）	③ 5,000円 （ 1.0人）
合計		-		A 1,500,000円	B 2,500,000円

・ Bの金額がAの金額を上回ることを確認してください。  
 ・ A及びBが、別紙様式2（添付書類2）の指定権者「長野県」の金額と一致するか確認してください。

(3)「福祉・介護職員等特定処遇改善計画書」(届出対象都道府県内一覧表)(別紙様式2(添付書類2))

この様式は、計画書に記載された計画の対象となる事業所の指定権者が複数となる場合に記載する必要があります。

福祉・介護職員等特定処遇改善計画書（届出対象都道府県内一覧表）

法人名		〇〇法人			
長野県		別紙様式2（添付書類1）（事業所一覧表）に記載されている県内事業所について、指定権者ごとに内訳を記載してください。			
指定権者 (都道府県・市町村)	福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見込額	賃金改善額	人数	人数	人数
長野県	1,500,000円	2,500,000円	210000円( 4.0人)	380000円( 16.0人)	20000円( 4.0人)
長野市	1,000,000円	1,200,000円	100000円( 2.0人)	190000円( 8.0人)	10000円( 2.0人)
合計	C 2,500,000円	D 3,700,000円	a 310000円( 6.0人)	b 570000円( 24.0人)	c 30000円( 6.0人)

・ C及びDは別紙様式2添付書類3の当該指定権者における金額と一致するか確認してください。  
 ・ Dの金額はaからcの合計と一致します。

(4)「福祉・介護職員等特定処遇改善計画書」(都道府県状況一覧表)(別紙様式2(添付書類3))

この様式は、計画書に記載された計画の対象となる事業所が他都道府県に所在する場合に必要になります。

福祉・介護職員等特定処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)

法人名		〇〇法人			
都道府県	福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見込額	賃金改善の見込額	①の賃金改善額(見込額)・人数	②の賃金改善額(見込額)・人数	③の賃金改善額(見込額)・人数
北海道	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
山梨県	1,500,000 円	2,000,000 円	1500000 円( 2.0 人)	480000 円( 18.5 人)	20000 円( 4.0 人)
長野県	2,500,000 円	3,700,000 円	3100000 円( 8.0 人)	570000 円( 24.0 人)	30000 円( 6.0 人)
沖縄県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
合計	<b>E 4,000,000 円</b>	<b>F 5,700,000 円</b>	<b>d 4600000 円( 8 人)</b>	<b>e 1050000 円( 42.5 人)</b>	<b>f 50000 円( 10.0 人)</b>

- ・FはEを上回ることを確認してください。
- ・Fの金額はdからfの合計と一致します。

8 法人単位で届け出る場合の方法と必要書類

特定加算は、現行加算を取得していることを前提として取得することができる、現行の加算とは別の加算です。したがって、**特定加算を取得する場合は、現行加算とは別に届出をする必要があります。**

ただし、届出の方法については、現行加算と同様に、**事業所単位で届け出ることも、複数の事業所を法人単位でまとめて届け出ることも可能**です。事業所単位で届け出た場合は、加算額を当該事業所のみ配分することとなり、法人単位で届け出た場合は、届け出た複数の事業所間で配分することができる点も、現行加算と同様です。

また、特定加算の取得区分が(I)(II)と異なる場合であっても、特定加算の取得事業所間においては、一括の申請が可能です。(未取得事業所や現行加算の非対象サービス事業所、障害福祉サービス等制度外の事業所については、一括した取扱いは認められません。)

9 特定加算に関する届出書類等掲載先

【長野県ホームページ掲載 URL】

「ホーム」>「健康・医療・福祉」>「障がい者福祉」>「障害福祉サービス」>「障害福祉サービス事業者向け情報」>「障害福祉サービス事業者の皆さまへ」>「福祉・介護職員処遇改善(特別)加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/shogai/joho/jigyosha/josekin.html>

【長野市ホームページ掲載 URL】

「トップページ」>「組織でさがす」>「障害福祉課」>「令和元年度 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について」

<https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/shougai/432759.html>